

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一舞台設備の項中

演題（小）（見台を含む。）	
合	灯
図	一
	卓
	台

六一〇円	一〇〇円
------	------

を
演題（小）（見台を含む。）

一卓

六一〇円

に、

パイプ	パイプ
張	い
す	す
一	一
脚	脚

七〇円	三〇円
-----	-----

を

パイプ	い
す	一
脚	

七〇円

に改め、同表照明設備の項中

シン
プル
ラ

ン	ン
一	一
台	台
五 一〇 円	五 一〇 円

を

ー
一
個
一〇〇 円

に、

ット	ー
一	一
台	個
一、〇二〇 円	一〇〇 円

を

ト
一
台
五 一〇 円

に、

ス	イト
一	一
台	台
二〇〇 円	五 一〇 円

を

」

三五mm
映写機

エ
フ
ェ
ク
ト
マ
シ

ド ラ ム マ シ	エ フ ェ ク ト マ シ
-----------------------	---------------------------------

先
玉
ホ
ル
ダ

オー バー ヘ ッド マ シ ン ユ ニ	先 玉 ホ ル ダ
--	-----------------------

シ
ン
プ
ル
ラ
イ

ス
ポ
ツ
ク

ン	一	台	五 一 〇 円
---	---	---	------------------

に改め、同表映写設備の項中

一六mm映写機	一六mmポータブル	スライドプ
---------	-----------	-------

を	ス ラ イ ド プ ロ
---	----------------------------

(スクリーン付き)	一	台	五、一四〇円
(スクリーン付き)	一	台	三、〇八〇円
映写機(スクリーン付き)	一	台	二、五七〇円
ロジエクター(A)	一	台	二、五七〇円

ジエクター(A)	一	台	二、五七〇円
----------	---	---	--------

に改め、同表中継設備の項中

ビデオスイツチャー	一	台	三、〇八〇円
エディティングコントローラ	一	台	三、〇八〇円

モ ニ タ ー テ レ ビ	一 台	一、〇二〇円
---------------------------------	--------	--------

ビ デ オ テ ー プ レ コ ー ダ ー （ C ）	一 台	一、一三〇円
--	--------	--------

デ ジ タ ル プ リ ン タ	一 台	一、〇二〇円
レ ー ザ ー デ ィ ス ク プ レ ー ヤ ー	一 台	一、〇二〇円
ビ デ オ テ ー プ レ コ ー ダ ー （ C ）	一 台	一、一三〇円

ビ デ オ ス ィ ツ チ ャ ー	一 台	三、〇八〇円
---	--------	--------

デ ジ タ ル ス ー パ ー キ ー ャ ー	一 台	三、〇八〇円
D M E ス ィ ツ チ ャ ー	一 台	三、〇八〇円
ビ デ オ テ ロ ツ パ ー	一 台	三、〇八〇円

六一〇円

別表第二照明設備の項中

ライター ピン スポット	一 台
ス ポ ツ ク ス	一 台
ライティング タワー（移動型）	一 台

机	一 卓	二〇〇円
---	--------	------

に改める。

机	一 卓	二〇〇円
ット	一 式	四、一一〇円

を

平

表同時通訳設備の項を削り、同表諸設備の項中

平	会議システム ユニ
---	--------------

ニ タ ー テ レ ビ	一 台	一、〇二〇円
----------------------------	--------	--------

に改め、同

ラ ジ オ 中 継	一 回	三、〇八〇円
テ レ ビ 中 継	一 回	五、一四〇円

を

モ

レコードプレーヤー（	レコードプレーー	ミニ・デイ	カセットテープレコー	ステレオテープレコー	オープンテープレコー	デジタルオーディオテープレコ
------------	----------	-------	------------	------------	------------	----------------

一〇〇円

に改め、同表音響設備の項中

一〇〇円	一、〇二〇円
------	--------

を

先玉ホルダー	一個
--------	----

六一〇円

に、

先玉ホルダー	一個
オーバーヘッドマシンユニット	一台

二〇〇円	八二〇円
------	------

を

カッターピンスポット	一台
------------	----

機	小
一	一
台	台
三〇〇円	三、〇八〇円

を

ク	ダー
一	一
台	台
一、五四〇円	九二〇円

に、

特殊)	ヤー	スク	ダー	ダー	ダー	ーダー
一	一	一	一	一	一	一
台	台	台	台	台	台	台
一、〇二〇円	五一〇円	一、五四〇円	九二〇円	二、〇五〇円	一、五四〇円	一、五四〇円

を

一六mm映写機	一六ミリ映写機 ン付)
---------	----------------

可搬型調整卓（小

無線	可搬型調整卓（
----	---------

ミニ・デイス	カセットテープレコー
--------	------------

）
一 台
三、〇八〇円

に改め、同表映写設備の項中

スライドプロジ リーン付）
スライドプロジ リーン付）
オーバーヘッド 用スクリーン付

（映写用スクリーン付）	一 台	三、〇八〇円
ポータブル（映写用スクリー	一 台	二、五七〇円
エクター（A）（映写用スク	一 台	一、五四〇円
エクター（B）（映写用スク	一 台	一、〇二〇円
プロジェクター（A）（映写	一 台	一、五四〇円

を

オーバーヘッドプ 用スクリーン付）

ロジエクター（A）（映写	一 台	一、五四〇円
--------------	-----	--------

に改め、同表諸設備の項中

「

シ ヤ ワ ー 室	電 気 ス ト ー ブ	扇 風 機
一 室	一 台	一 台
一、〇二〇円	五二〇円	三〇〇円

を

シ ヤ ワ ー 室	一 室	一、〇二〇円
-----------------------	--------	--------

に改め、

同表中継の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に奈良県文化会館条例（昭和四十三年四月奈良県条例第六号）第二条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。